

支援金支給までの手続きの流れ

被災者自立生活再建支援事業〈県制度〉

①罹災証明書の交付（市町）



②支援金交付申請（被災世帯）



③市町で申請受付、県健康福祉センターがとりまとめ、県企画政策課に送付



④交付決定通知書の発行（県企画政策課）

※県企画政策課→市町→被災世帯送付



⑤請求書の作成（被災世帯）

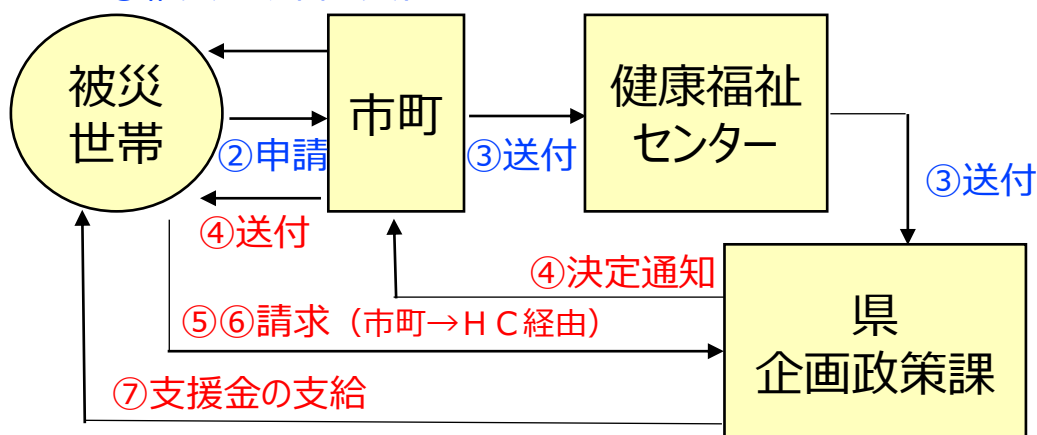


⑥市町で請求書受取、県健康福祉センターがとりまとめ、県企画政策課に送付



⑦被災世帯に支援金の支給（県企画政策課）

①罹災証明書の交付



＜申請期間＞

R7台風15号の場合

①基礎支援金：災害発生日から13月以内→R8.10.4まで

②加算支援金：災害発生日から37月以内→R10.10.4まで

＜申請に必要な書面＞ ※チェックリスト要添付！

- ・交付申請書（様式第1号）、申請明細書（別紙様式第1号）
- ・住民票等（住所、世帯構成が確認できる市町が発行する証明書類）
- ・罹災証明書等（解体世帯は、解体証明書又は登記簿謄本(滅失登記済)）
- ・預金通帳の写し（銀行名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義）
- ・その他関係書類
契約書（住宅の購入・補修、借家の賃貸借等）